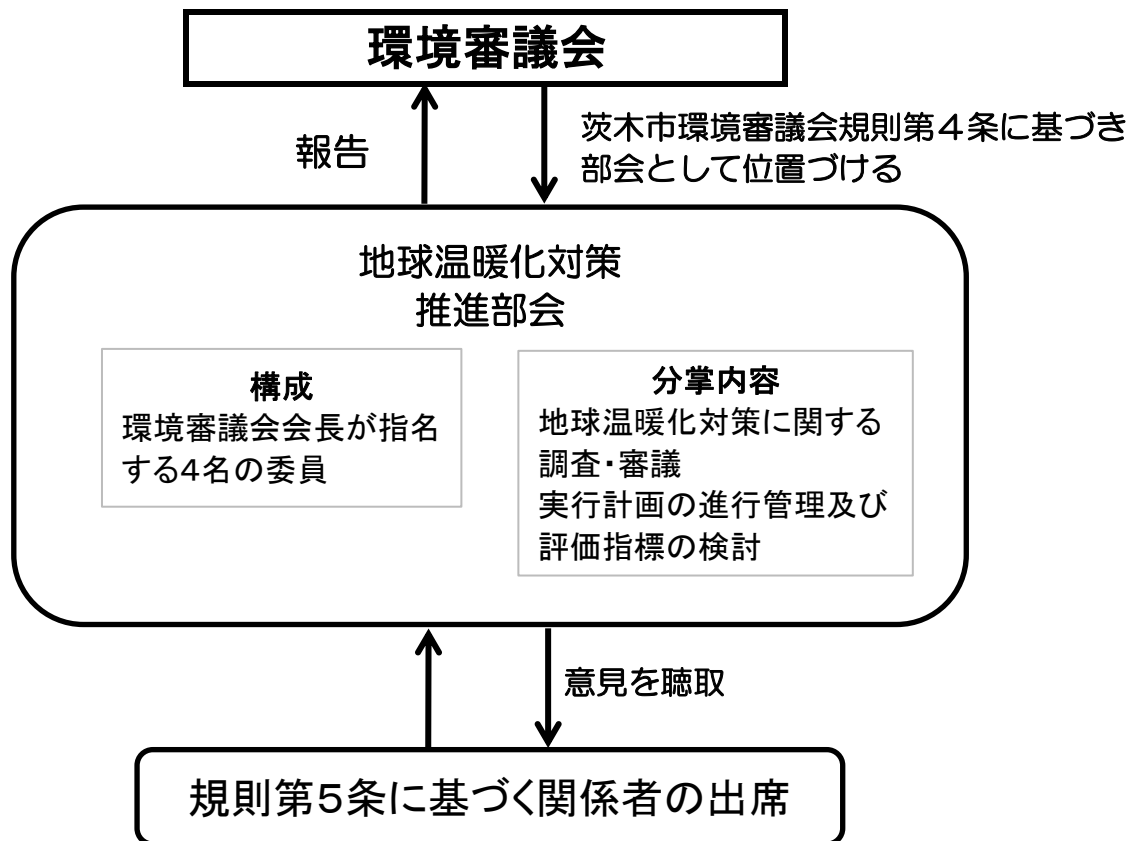


地球温暖化対策推進部会の設置について

○設置目的

・さまざまな地球温暖化対策を推進するためには、総合的な推進体制が必要。
⇒専門的な立場から、多様な主体の連携・協力によって相乗効果をもたらす仕組みの検討や
施策の進捗管理を行うため「地球温暖化対策推進部会」を設置

○地球温暖化対策推進部会の位置づけ



○茨木市環境審議会規則（抜粋）

（部会）

第4条 審議会は、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 部会長は、部会における審議の経過及び決定事項を会長に報告しなければならない。

7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

8 前各号に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（関係者の出席等）

第5条 審議会の会長又は部会の部会長が必要と認めたときは、委員以外の者をそれぞれの会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。